公益財団法人 日本生態系協会 会長 池谷奉文(いけやほうぶん) ※団体としての意見

## 令和7年度予算・税制等に関する要望

日頃より、国家の基盤である生物多様性・生態系の維持・回復及び生態系サービスの 確保について、御理解、また、御尽力を頂き、心より感謝申し上げます。

さて、生物多様性の減少など、わが国の生物多様性・生態系は、現在深刻な状態にあります。このことは、私たちの生存基盤を根本からゆるがすものであり、現代世代、そして将来世代の生活にも、取り返しのつかない悪影響を及ぼすものです。

一昨年(2022年)12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において、新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。それを受け日本は昨年(2023年)3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、2030年までに生物多様性の損失を止め反転させること(ネイチャーポジティブ)、そして、陸域と海域の30%以上を健全な生態系として効果的に保全すること(30by30)を目標として掲げました。

社会・経済の土台である生物多様性・生態系を維持・回復し、日本を持続可能な国に していくために、令和7年度の予算・税制等に関して、以下の6点を要望させていただ きます。

特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。



東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル TEL:03-5951-0244 FAX:03-5951-2974

## 1. 関東地域のコウノトリ・トキを指標とした生態系ネットワーク形成等、 全国各地の生態系ネットワーク形成の取組への支援

#### 【国土交通省・農林水産省・環境省関係】

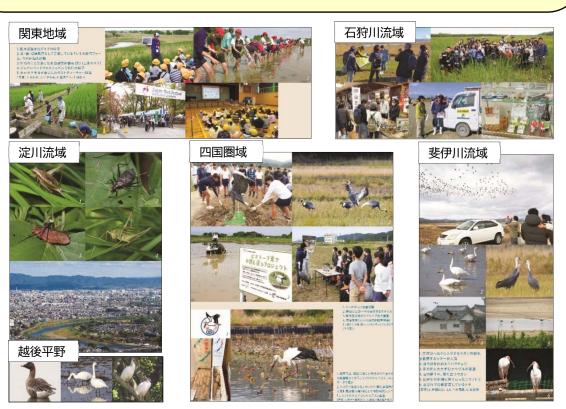
わが国は現在、様々な社会・経済上の問題に直面しています。生物多様性・生態系は、 私たち人間の生存基盤であり、その基盤を確かなものにする<u>「生態系ネットワーク形成の取組」</u>は、多様な生態系サービスの提供を通じて、<u>地方創生、防災・減災、それらを含む SDGs の多数の目標の達成等、地域における社会・経済上の諸課題に対する根本からの解決につながるものです。</u>

現在、<u>関東地域</u>では「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」が設立され、 関東の27市町長により、生態系ネットワークの形成によるコウノトリ・トキの舞う魅力 的な地域づくりが進められています。<u>北海道の石狩川流域、北陸の越後平野、近畿の淀</u> 川流域、四国(四国圏、徳島県流域、四万十川流域等)、島根県・鳥取県の斐伊川流域 等でも、同様の取組が始められ、進められています。

これまでの取組により、各地域で、自然環境の保全と両立して生産した農産物のブランド化、自然を活かしたエコツーリズムなど、社会・経済上の効果が出始め、大きな期待が寄せられています。

国、地元自治体、農家、企業、地元 NPO 等の多様な主体が連携し、各地で始められ、 進められている生態系ネットワーク形成の取組の一層の推進のため、

- ①国土交通省関係では、治水とは別に、河川の自然環境の保全・再生に使える予算の国 全体として十分な額の確保、
- ②農林水産省関係では、「みどりの食料システム戦略推進交付金」や「環境保全型農業 直接支払交付金」等有機農業等促進のための予算の十分な確保、
- **③環境省関係では、**生態系ネットワーク形成促進に使える「生物多様性保全推進交付金」の十分な額の確保をお願いいたします。



各地での取組状況の例

出典:国土交通省水管理・国土保全局河川環境課「川からはじまる川から広がる魅力ある地域づくり 河川を基軸とした生態系ネットワークの形成」(2023年3月)

#### 2.生物多様性増進活動促進法に係る税制等への措置

【環境省関係】

「生物多様性増進活動促進法」が今年5月に成立し、「自然共生サイト認定制度」が来年度(令和7年度)から法律に基づく制度として再スタートすることになっています。

「自然共生サイト」は、国が認定する「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」で、全国及び各地域での「ネイチャーポジティブ」、「30by30 目標」の達成、持続可能な社会形成の基盤となる土地です。昨年 4 月に環境省の任意の制度としてスタートし、NPO や企業等社会の関心が高く、この僅か 1 年半の間に、北海道から沖縄まで、全国 253 か所が申請に基づき環境大臣から認定を取得しています。

一方、これらの土地は、文字通り、大部分が民間により所有・管理されており、<u>公益</u>のためとはいえ、NPOにおいては、自然環境としての価値の維持や質の向上に、一般に 多大な費用、人的資源がかかっており、大きな負担となっています。

これについて、<u>令和5年度前期に「自然共生サイト」認定を受けた86団体等に対する</u>環境省のアンケート調査において、<u>今後必要な施策の一つとして「税制」に関することが挙げられています</u>。例えば「自然共生サイト」に幅広く関係する課題として「固定資産税」の負担があります。街中に残る自然として希少種等の貴重な生息地になっており、公益的な活動が継続して行われている場所であっても、地目や立地の観点のみで評価を受けると、すぐに転用できるような空き地などと同様に評価され、課税額が高額となり、その負担から当該土地を維持していくことが難しくなります。

- ①NPO が活動している場所をはじめとした生物多様性増進活動促進法の活動実施区域 (自然共生サイト)の固定資産税については、土地利用の実態を踏まえて、減免も含め て適切に評価を実施するべきことを、国から全国の市町村宛てに通知等で発出される こと、
- ②生物多様性の維持のために「生物多様性維持協定」が締結された土地を承継すること となる土地所有者に対して、当該土地に関する「相続税」、「贈与税」を評価減とするこ と、
- ③全体として、エネルギー課税について環境負荷に応じた税負担となるような税制、ネイチャーポジティブ実現に向けた税制等、税制全般のより一層のグリーン化をお願いいたします。

#### 参考:

①について、過去に環境省から全国の自治体宛に発出された同様の通知の例として、以下があります。

「環自企 243 号 環境庁自然保護局長から都道府県知事あて 国民環境基金(ナショナル・トラスト) 活動に係る税制上の優遇措置について」公布日:昭和60年5月1日

# 3. 普通交付税の基準財政需要額の算定における「生物多様性の保全」の位置付けの明確化(市町村分)及び必要な経費の十分な措置 (市町村分、都道府県分)

#### 【環境省·総務省関係】

日本は、南北に長く亜寒帯から亜熱帯までの広い気候帯を持ち、また、標高差も大きく、山や谷、川、海など多様な環境があります。確認されている生物種は約9万種で、まだ知られていないものも含めると30万種を越えると言われています。その生物種も、また、地域により遺伝子レベルで異なっていることが少なくありません。

このため、<u>生物多様性の保全</u>、具体的には「ネイチャーポジティブ」、「30by30 目標」の達成に向けては、全国各地の自治体、特に各市町村での取組が重要となります。

<u>一方、自治体においては予算・人員が不足</u>しており、全国各地の自治体に対するこの 面での支援が必要です。

こうした状況に関し、<u>今年度(令和6年度)、普通交付税の基準財政需要額の算定にお</u>ける環境行政経費について変更がなされました。

しかし、その内容は、市町村分、都道府県の両方において、包括算定経費の部分で「企画費」の一部として元々算定されていた環境保全対策費を企画費から独立させたという位置付けの変更等にすぎません。都道府県については、その中に「生物多様性保全の促進に関する経費」があることが「明示」されることとなりましたが、標準団体(面積6,500km²)当たり7百万円に過ぎません。市町村については、「生物多様性保全の促進に関する経費」が明示すらされていません。

全国各地の自治体におけるネイチャーボジティブの実現等に向けた支援として、普通 交付税の基準財政需要額の算定において、

- ①市町村分について、包括算定経費の「面積」の「環境費」において、行政事務の内容 として「生物多様性の保全の促進に要する経費」を明示し、かつ、十分な金額を措置 すること、
- ②都道府県分について、包括算定経費の「面積」の「環境費」における「生物多様性の保全の促進に要する経費」の十分な金額の措置をお願いいたします。

# 4. 「学校施設整備指針」における「学校・園庭ビオトープ」の位置付けの格上げ

#### 【文部科学省・こども家庭庁・環境省関係】

自然共生社会の実現に向けては、自然環境教育が基盤となる施策として重要です。教育基本法は、「第2条(教育の目標)」において「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」(第4号)を掲げています。

一方、一昨年(2022年) 実施された内閣府の「生物多様性に関する世論調査」では、調査方法の関係から単純比較はできないものの、「自然に対する関心」が、1991年の調査開始以来、過去最低の数字でした。自然に対する関心を喚起し、自然共生社会の実現に寄与する人材の育成に向けた取組を推進していく必要があります。

そのためには、<u>全国の学校・園に「学校・園庭ビオトープ」を設けることが効果的</u>であることが既に広く知られています。「学校・園庭ビオトープ」は、園児・児童・生徒が日中の大半の時間を過ごす学校や園に、日常的に自然と触れ合える場を設け、発達年齢に応じて例えばそこでの取組を通じて自然共生社会とは何か、どのような行動が必要かなどのことを体験的に学ぶ場です。

しかし、例えば今の「小学校施設整備指針」では、ビオトープについて「必要に応じて付加・考慮することが『有効』なもの」との記載にとどまり、『重要』と位置付けられていません。『有効』と『重要』は、位置づけが大きく異なり、『重要』は、「標準的に備えることが『重要』」を意味します。「幼稚園施設施設整備指針」、「中学校施設整備指針」、「特別支援学校施設整備指針」のいずれにおいても、ビオトープは『有効』との記載にとどまっています。「高等学校施設整備指針」については、「ビオトープ」の記述自体がありません。

全国の学校・園での「ビオトープ」の整備推進に向け、

- ①「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「特別支援学校」の各学校施設整備指針における「ビオトープ」の位置付けの『有効』から『重要』への格上げ、
- ②高等学校施設整備指針への「ビオトープ」の同様の位置付けをお願いいたします。

#### 指針改定案(例)-「小学校施設整備指針」の場合-

#### 現在の指針

#### 4 屋外学習施設

- (1) 観察, 実習等のための適切な植物, 魚, 動物等を選択し, 組み合わせて計画することが重要である。
- (2) 水生植物,水生動物等の観察を行うことのできるような小川,池等を設ける場合は,適切な水深等とし,水質の保全に留意して計画することが重要である。
- (3) 敷地内に地域の自然を確保した生物の生息空間 (ビオトープ) を計画することも 有効である。

#### 指針改定案 (例)

- 4 屋外学習施設
- (1) <u>敷地内に地域の自然を確保した生物の生息空間(ビオトープ)を計画することが重要</u>である。
- (2) 観察, 実習等のための適切な植物, 魚, 動物等を選択し, 組み合わせて計画することも有効である。
- (3) 水生植物、水生動物等の観察を行うことのできるような小川、池等を設ける場合は、適切な水深等とし、水質の保全に留意して計画することが重要である。

#### <参考資料>

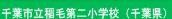














福島大学附属中学校(福島県)



登美丘西こども園(大阪府)

(公財)日本生熊系協会では、学校・園庭ビオトープの普及のため、1999年度から隔年で全国コンクール、 発表会を開催しています。今年(2024年2月4日)、第13回目の発表会を開催しました。写真は過去 の受賞校・園の一部です。

写真出典:全国学校・園庭ビオトープコンクール報告書、会報「エコシステム」2024年1月号

## 5. 学校における外部人材活用の一環としての、自然環境教育分野 での各地域の「こども環境管理士」及び「ビオトープ管理士」の採用 促進

#### 【文部科学省・こども家庭庁関係】

学校教育に期待されるニーズが多様化・専門化する一方、学校における働き方改革も 急務となっています。こうした状況下においてなお、児童・生徒にとってよりよい教育 環境を実現するためには、地域の外部人材の活用が重要となります。自然環境教育もそ の一分野です。

日本生態系協会では、「こども環境管理士」及び「ビオトープ管理士」という資格制度 を設け、児童・生徒の自然環境学習に関し、専門の立場から現場でサポートできる人材 の育成に取り組んでいます。「こども環境管理士」は現在全国に 3,132 名、「ビオトープ 管理士」は全国に16,090名存在し、各地で地域に密着しつつ、様々な自然環境の保全・ 再生に向けた活動を展開しています。

各学校における自然環境教育の充実に向け、外部人材活用の一環としての、各地域の 「こども環境管理士」及び「ビオトープ管理士」の採用の促進、必要な予算の措置をお 願いいたします。

## 6. こども・子育て支援の一環として、幼稚園における「園庭ビオトープ」設置推進に向けた「私立幼稚園施設整備費交付要綱」の見直し 【文部科学省・こども家庭庁・環境省関係】

「幼稚園教育要領」(平成29年3月 文部科学省) は、「ねらい」の一つに「環境」を挙げています。具体的に「身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。」等のことを示し、その内容として「自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。」、「身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。」等のことを記載しています。

そして、「幼稚園施設整備指針」(令和4年6月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防 災部) p.29 に、「屋外教育施設」として「敷地内に地域の自然を活用したビオトープ\*を 計画することも有効である。※ビオトープ:水生植物,水生動物等の観察ができる小川, 池等をはじめとする生物の生息空間。」との記載がなされています。

しかし、今の「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)」は、園庭ビオトープの設置に経費の3分の1を補助するとしていますが、園舎等の建物の新築・増改・改築とのセットの場合に限るとされています(次頁の参考資料1、2へ)。既存の幼稚園が、園庭ビオトープの重要性に気づき、単体で、畑などを園庭ビオトープに変えようとする場合は、補助対象外となっています。

日本生態系協会では、学校・園庭ビオトープの全国コンクール、発表会の開催し、また、「こども環境管理士」及び「ビオトープ管理士」という資格制度を設け、幼児が自然との関りを深めることができるようサポートする現場の人材の育成に取り組んでいます。その関係から、単体で補助がなされるようであれば、畑などを園庭ビオトープにしたいと考える園長・設置者は多いとの現場の声を受けています。

全国の私立幼稚園での「園庭ビオトープ」の整備推進に向け、「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)」の「屋外環境教育整備」を単独で行えるよう、交付要綱の見直しをお願いいたします。

参考資料1:「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱」(令和 6年4月4日一部改正)抜粋

#### (交付の対象及び補助率等)

**第3条** 文部科学大臣は学校法人(学校法人以外の個人立等から学校法人立に組織変更をし、補助金の交付を決定する会計年度(以下「交付決定年度」という。)までに設置認可がなされ、当該完了年度又は当該交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下同じ。)に対し、次の区分により予算の範囲内で経費の一部を補助する。

- (1) ・・・交付決定年度中に行われる幼稚園の新築及び増築で次に該当する学校法人・・
- (2) 改築を行う次に該当する学校法人・・・

#### (3) 屋外教育環境整備

- ① (1)、(2)及び(7)に掲げる新築、増築、改築と同一年度に屋外における教育環境 整備を行う学校法人
- ② (1)、(2)及び(7)に掲げる学校法人のうち、新築、移転又は既存建物の概ね半分以上の面積の改築が行われる場合で同一年度に整備を行うことが困難又は不適当であると認められる場合で、建築年度の翌々年度までに屋外における教育環境整備を行う学校法人

. . .

(7) 学級定員の引き下げに伴う増築、感染症対策に伴う増築

参考資料 2: 「令和 6 年度私立幼稚園施設整備費補助金における補助メニューの概要」 抜粋

#### [7]屋外教育環境整備

(1) 事業内容

新増改築と同一年度に行う工事・・・であって、以下のいずれかの事業細目に該当する工事。

(新築、既存建物の概ね半分以上の面積の改築が行われる場合であって<u>同一年度に整備を行うことが困難又は不適当であると認められる場合は建築年度の翌々年度まで可</u>とする。)

| 事業区分   | 事業細目   | 当該施設が供えるべき要件           |
|--------|--------|------------------------|
| 屋外学習施設 | 観察の森   | 木々に対する理解を深めるとともに小鳥や昆虫  |
|        |        | とふれあうためのみどりの場であること     |
|        | 自然体験広場 | 水生植物や魚等を観察するための小川や池等で、 |
|        |        | 自然(みどり)と一体化できる(自然に関心を持 |
|        |        | たせる)場であること             |

以上